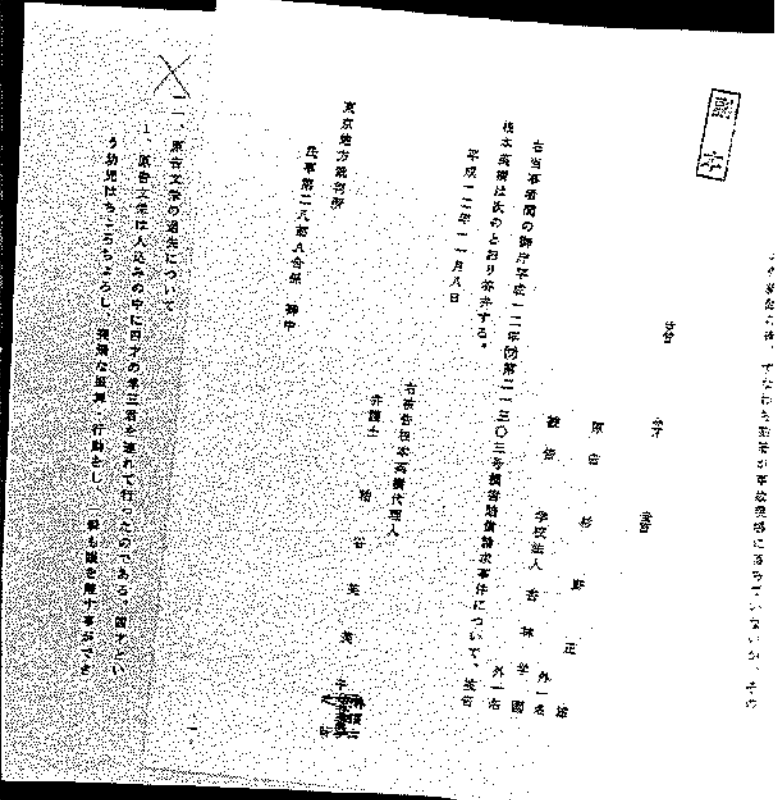


園児が死亡して1年半、謝罪もなし

医療ミス「割りばし死亡」故「裁判で母親の怒り爆発

写真 伊藤隼也



▲根本被告の答弁書。x印がついている部分が、裁判当日、陳述されなかった箇所だ

「事件から1年半経ちますが、病院側からの謝罪はいっさいありません。いまでも、子供から目を離してしまっただことへの後悔は、人一倍感じています。でも、息子が死んだのは私の責任であるかのような、民事裁判での担当医からのあのような答弁書は……涙で最後まで読むことができませんでした」と、杉野文栄さん(48)は怒りで声を震わせる。本誌は、この答弁書の詳細な内容を今回初めて公開する。

99年7月10日、杉野正雄さんと文栄さんの三男・隼三ちゃん(当時4歳)は、盆踊り祭りの最中に転倒した。東京・三鷹市の杏林大学医学部付属病院に運ばれ、病院では傷の消毒・投薬の簡単な処置をして家に帰されたが、翌日、隼三ちゃんは頭蓋内損傷で死亡。司法解剖の結果、脳内からは、1本の割りばしが見された。

警視庁狹窪警察署は担当医の根本英

樹医師を業務上過失致死として書類送検し、現在、東京地方検察庁において捜査は継続中である。杉野さん夫妻は、昨年の10月12日、生きていれば隼三ちゃんの6歳の誕生日に、杏林大学病院と根本医師の両者を相手取り、「医療過誤があった」として、89600万円を求める民事訴訟を起こした。

杉野さん夫妻は、最初に救急で運び込まれた際に、CTなど慎重かつ正確な診断がなされなかったのではないかと、さらには、入院させ経過観察を行う必要が不可欠であった、としている。

一方、病院側は、診断などに過失はなかったと主張。根本医師は、病院とは別に弁護士をたて、答弁書で診断と治療に非がないと述べている。

昨年11月に、この根本被告から出された答弁書は、逆に文栄さんの責任を指摘する。答弁自体は40ページものだが、そのなかで「原告文栄の過失について」と題する項では、彼女の責任を問う内容が、なんとBページ近くに及んでいるのだ。

「母親は一時も子供から手を離さぬよう、子供の行動について十分注意する義務がある」と言い、盆踊り祭りの主催者や綿飴の販売業者にも、注意義務を怠ったとして「少なくとも責任がある」と主張。さらに、文栄さんがケガをさせた事故の責任を逃れるため、「その責任を専ら治療した根本被告と病院に転嫁し」、「マスコミ関係者を煽った



次使用禁止



▲隼三ちゃんの遺影の周りには数多くのオモチャがある。「一人にするのはかわいそう」と、事故から1年半たった現在でも納骨をしていないという

としている。

「裁判であれば、どんなにひどいことを言っても許されるんですか」

と、文栄さんは憤りを隠せない。

だが、これらの部分は、11月15日の第一回目の裁判当日に陳述されなかった。薬害エイズ裁判の原告弁護士団で、医療裁判に詳しい保田行雄弁護士はこう話す。

「民事裁判では普通、答弁書に書かれた内容はすべて陳述させますが、争点と著しく外れた無意味な内容や、原告の名譽を傷つけると判断された場合のみ、裁判前に裁判所から被告の代理人に、陳述を取りやめるように提案があります。この答弁書は、諸々の言い訳部分が多くなってしまっています」

日大医学部小児科・馬場一雄名誉教授は、医療現場におけるリスク回避の重要性を次のように強調する。

「子供は、自分の状態をきちんと説明できず、事故発生時の状況を的確に表現することは難しい。あらゆる可能性を推定し、危険度の最も高いケースに対処できる処置を選択するのが、小児医療現場における常識です。この事件では、担当医師一人で判断せずに、複数の医師に意見を求める必要があったでしょう」

文栄さんは今の気持ちをこう話す。「救急医療の最先端であることを誇りにしている病院で、あつてはならないことが起こり、警察まで動くという異例の事態なのに謝罪もなく、それを適切な治療だったとそそびき、何もなかったことにしようとするのが許せないんです」

次回、第3回目の裁判は、2月13日に行われる。